

警視庁職員任用規程の一部改正について

標記の件について、警視総監から申請があったので、下記のとおり一部改正を承認する。

記

- 1 改正事項
警察官採用試験における身体要件の見直し
- 2 改正内容
改正概要及び新旧対照表のとおり
- 3 施行期日
令和 5 年 4 月 1 日

警視庁職員任用規程の改正概要

[改正事項] 警察官採用試験における身体要件の見直し

【内容】

- ・警察官採用試験における身長・体重要件を撤廃
- ・身長・体重測定は、総合的な健康状態を把握するための検査項目として必要であることから第二次試験の身体検査で実施（第一次試験の項目から削除）

○第5条

身体要件の改正に伴う規定整備

現行	改正案
(採用試験) 警察官採用試験の受験資格及び実施方法は、別表第1のとおりとする。	(採用試験) 警察官採用試験における採用基準及び採用試験実施方法は、別表第1のとおりとする。

○ 別表第1（抜粋）

（現行）警察官採用試験の受験資格及び実施方法

区分		I 類	II 類	III 類	
受験資格	国籍	(略)	(略)	(略)	
	年齢及び学歴	(略)	(略)	(略)	
	身体	身長	<u>おおむね 160 センチメートル（女性にあってはおおむね 154 センチメートル）以上であること。</u>	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		体重	<u>おおむね 48 キログラム（女性にあってはおおむね 45 キログラム）以上であること。</u>		
		視力	裸眼視力が両眼とも 0.6 以上であるか、又は矯正視力が両眼とも 1.0 以上であること。		
		色覚	職務執行に支障がないこと。		
		聴力	職務執行に支障がないこと。		
		疾患	職務執行上支障のある疾患のないこと。		
その他身体の運動機能	職務執行に支障がないこと。				
採用試験実施方法	第一次試験	第一次適性検査	(略)	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		第一次身体検査	<u>身長及び体重の測定を行う。</u>		
		筆記試験	(略)	(略)	(略)
		資格経歴等の評定	(略)	(略)	(略)
	第二次試験	第二次適性検査	(略)	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		第二次身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。		
		体力検査	(略)		
		面接試験	(略)		

(改正案) 警察官採用試験における採用基準及び採用試験実施方法

区分		I 類	II 類	III 類	
採用基準	国籍	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	年齢及び学歴	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
	身体	(削除)	(削除)	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		(削除)	(削除)		
		視力	(現行のとおり)		
		色覚	(現行のとおり)		
		聴力	(現行のとおり)		
		疾患	(現行のとおり)		
その他身体の運動機能	(現行のとおり)				
採用試験実施方法	第一次試験	第一次適性検査	(現行のとおり)	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		(削除)	(削除)		
		筆記試験	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
		資格経歴等の評定	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
	第二次試験	第二次適性検査	(現行のとおり)	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		身体検査	(現行のとおり)		
		体力検査	(現行のとおり)		
		面接試験	(現行のとおり)		

○別表第1の2 再採用者の採用選考基準及び選考方法

- ・一次選考の身体検査(身長および体重の測定)を削除

○別表第1の3 特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

- ・身体の基準の規定整備

「別表第1の身体(身長及び体重を除く。)と同じ。」

→「別表第1の身体と同じ。」

【改正理由】

- 身長・体重要件を撤廃し、幅広く優秀な人材を確保するため

【施行期日】

- 令和5年4月1日

監. 警. 人 1. 企第 170 号

令和 5 年 1 月 12 日

東京都人事委員会 殿

警視総監 小島 裕史

(公 印 省 略)

警視庁職員任用規程の一部改正について（申請）
みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和 61 年 3 月 27 日訓令甲第 3 号）

2 改正の理由

警察官採用試験における身体要件撤廃（身長・体重）に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

訓令甲第 号

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年 月 日

警視總監 小 島 裕 史

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の受験資格及び」を「における採用基準及び採用試験」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

警察官採用試験における採用基準及び採用試験実施方法

区 分		I 類 採 用 試 験	II 類 採 用 試 験	III 類 採 用 試 験
採 用	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	年 齢 及 び 学 力	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、大学(学校教育法による大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 22歳以上36歳未満であつて、大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、短期大学(学校教育法による短期大学をいう。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 20歳以上36歳未満であつて、短期大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、高校を卒業している者(同一年度内に卒業する見込みの者を含む。) (2) 18歳以上36歳未満であつて、高校卒業程度の学力を有する者
基 準	身 体	視 力	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		色 覚		
		聴 力		
		疾 患		
その他 身体 の 運 動 機 能	職務執行に支障がないこと。			
採 用 試 験	第 一 次 試 験	職務執行上必要な適性について検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	筆 記 試 験	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、短期大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、高校卒業程度の択一式試験及び作文試験のほか、国語能力についての試験を行う。
	資 格 経 歴 等 の 評 定	職務執行上有用な資格経歴等について評定する。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	第 二 次 試 験	職務執行上必要な適性について検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
身 体 査 査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。			
体 力 査 査	職務執行上必要な体力の有無について検査を行う。			
面 接 試 験	面接により、主として人物を評定する。			
採 用 要 件		人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
備 考		1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。 2 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。		

別表第1の2中

一次 選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
	身体検査	身長及び体重の測定を行う。
	筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養考査及び論文考査を行う。

を

一次 選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
	筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養考査及び論文考査を行う。

に改める。

別表第1の3中「(身長及び体重を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 月 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

改正案

目次（現行のとおり）

第1条から第4条まで（現行のとおり）

（採用試験）

第5条 警察官採用試験における採用基準及び採用試験実施方法は、別表第1のとおりとする。

第6条から第43条まで（現行のとおり）

現行

目次（略）

第1条から第4条まで（略）

（採用試験）

第5条 警察官採用試験の受験資格及び実施方法は、別表第1のとおりとする。

第6条から第43条まで（略）

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第1（第5条関係）

警察官採用試験における採用基準及び採用試験実施方法

区 分	I 類 採 用 試 験	II 類 採 用 試 験	III 類 採 用 試 験	
国 籍	日本の国籍を有する者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。	
	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、大学（学校教育法による大学をいう。以下同じ。）を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 22歳以上36歳未満であつて、大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、短期大学（学校教育法による短期大学をいう。以下同じ。）を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 20歳以上36歳未満であつて、短期大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、高校を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 18歳以上36歳未満であつて、高校卒業程度の学力を有する者	
年 齢 及 び 学 力				
	削除	削除		
	削除	削除		
	視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	色覚	職務執行に支障がないこと。		
	聴力	職務執行に支障がないこと。		
疾 患	職務執行上支障のある疾患のないこと。			
	その他の 身体 運動機能	職務執行に支障がないこと。		
第一 次 試 験	第一次 適性 検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	
	筆 記 試 験	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、短期大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	
資 格 経 歴 等 の 評 定	職務執行上有用な資格経歴等について評定する。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。	
	第二 次 適 性 検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。		
身 体 検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。	
	体 力 検査	職務執行上必要な体力の有無について検査を行う。		
	面接 試験	面接により、主として人物を評定する。		
採用要件	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。	
備 考	1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。 2 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた選考として任用する。			

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現行

別表第1（第5条関係）

警察官採用試験の受験資格及び実施方法

区分	I 類 採用 試験	II 類 採用 試験	III 類 採用 試験	
受 験	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	年 齢 及 び 学 力	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、大学（学校教育法による大学をいう。以下同じ。）を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 22歳以上36歳未満であつて、大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、短期大学（学校教育法による短期大学をいう。以下同じ。）を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 20歳以上36歳未満であつて、短期大学卒業程度の学力を有する者	次のいずれかに該当する者であること。 (1) 36歳未満であつて、高校を卒業している者（同一年度内に卒業する見込みの者を含む。） (2) 18歳以上36歳未満であつて、高校卒業程度の学力を有する者
資 格	身 長	おおむね160センチメートル（女性にあつてはおおむね154センチメートル）以上であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	体 重	おおむね48キログラム（女性にあつてはおおむね45キログラム）以上であること。		
	視 力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。		
	色 覚	職務執行に支障がないこと。		
	聴 力	職務執行に支障がないこと。		
	疾 患	職務執行上支障のある疾患のないこと。		
体	その他 身体の 運動機能	職務執行に支障がないこと。		
採 用 試 験	第 一 次 適 性 検 査	職務執行上必要な適性について検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	第 一 次 身 体 検 査	身長及び体重の測定を行う。		
	筆 試 験	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、短期大学卒業程度の択一式試験及び論文試験のほか、国語能力についての試験を行う。	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、高校卒業程度の択一式試験及び作文試験のほか、国語能力についての試験を行う。
	資 格 経 歴 等 の 評 定	職務執行上有用な資格経歴等について評定する。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
実 施 方 法	第 二 次 適 性 検 査	職務執行上必要な適性について検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	第 二 次 身 体 検 査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。		
	体 力 検 査	職務執行上必要な体力の有無について検査を行う。		
面 談	面接により、主として人物を評定する。			
採用要件	人物性向等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。	
備 考	1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。 2 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。			

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

別表第1の2（第6条関係）

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分	内 容		
選 考 基 準	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	
	経 歴 等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を有し、かつ、選考を行う日の属する年度の4月1日において退職の日から10年以内の者	
	年 齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において60歳未満である者	
	身 体	別表第1の身体と同じ。	
選 考 方 法	一次 選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		削除	削除
		筆記検査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養検査及び論文検査を行う。
	二次 選考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。
		面接検査	面接により、主として人物を評定する。
備 考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同一の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下において採用する。		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現行

別表第1の2（第6条関係）

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分	内 容		
選 考 基 準	国 籍	日本の国籍を有する者であること。	
	経 歴 等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を有し、かつ、選考を行う日の属する年度の4月1日において退職の日から10年以内の者	
	年 齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において60歳未満である者	
	身 体	別表第1の身体と同じ。	
選 考 方 法	一 次 選 考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	<u>身長及び体重の測定を行う。</u>
		筆記検査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、法律、経済等の知識について、教養考査及び論文考査を行う。
	二 次 選 考	適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。
		身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに職務執行上支障のある疾患の有無について、医師の診察及びレントゲン等の検査を行う。
		面接考査	面接により、主として人物を評定する。
備 考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同一の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下において採用する。		

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

改正案

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

種別	階級	職級	採用区分	選考基準			選考方法				採用要件	
				国籍	経歴・資格等	年齢	身体	一次選考		二次選考		
								筆記考査	適性検査	身体検査		面接考査
財務捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における14年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体と同じ。	経験小論文論	警察官の職務執行上必要な適性について検査する。	力検のみに診シ、聴の官障無のゲウ、能察支有師ト行、覚機警上の医シを、色動に行患、シ査、運び執疾てび検査及び並務るい及の視及査職あつ察等	口頭試問 口述試問	
		5級職			公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者							
	警部	4級職			次のいずれか1つを有する者 1 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者 2 10年以上の経歴を有する者	27歳以上 60歳未満		教養考査 専門小論文論				
警部補		3級職			次のいずれか1つを有する者 1 税務官としての経験が5年以上あり、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2 定おける							
科学捜査官	警視	6級職			自然科学に関する博士の学位を取得後、民間等における9年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満		経験小論文論				
		5級職			自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者							
	警部	4級職			1 次のいずれか1つを有する者 2 自然科学に関する博士の学位を有する者 3 自然科学に関する専門的知識を有する者	27歳以上 60歳未満		教養考査 専門考査 経験小論文論				
警部補					3級職							1 次のいずれか1つを有する者 2 自然科学に関する専門的知識を有する者 3 自然科学に関する専門的知識を有する者 4 自然科学に関する専門的知識を有する者
サイバース捜査官	警部補	2級職			情報処理に関する専門的知識を有する者	25歳以上 60歳未満		経験小論文論				
					国際捜査官							国際捜査官としての経験が3年以上あり、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者

別表第1の3(第6条関係)

人物性等について音査の結果、警察官として支障のない者であること。

備考 1 年齢は、選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。
2 現に警視庁の警察官である者が特別捜査官採用選考を受験する場合は、身体検査を免除するものとし、合格者は合格した種別、階級及び職級に応じた特別捜査官として任用する。

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現行

特別捜査官の採用選考基準及び選考方法

種別	階級	職級	採用区分	選考基準			選考方法				採用要件	
				国籍	経歴・資格等	年齢	身体	一次選考				
								筆記考査	適性検査	身体検査		面接考査
財務捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における14年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	経験小論文				人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
	警部	5級職			公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者			論文				
		4級職			次のいずれかの資格を有する者 1 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者 2 10年以上の税理士の資格を有し、かつ、民間等における1年以上の税務事務の経験を有する者			論文				
警部補	3級職	次のいずれかの資格を有する者 1 税理士の資格を有し、かつ、民間等における1年以上の税務事務の経験を有する者 2 定額貯蓄の積立金の総額が50万円以上ある者	論文									
科学捜査官	警視	6級職	I類	日本の国籍を有する者。	自然科学に関する博士の学位を取得後、民間等における9年以上の有用な職歴を有する者	60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	経験小論文				人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
	警部	5級職			自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者			論文				
		4級職			次のいずれかの資格を有する者 1 自然科学に関する博士の学位を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者 2 自然科学に関する修士の学位を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 3 自然科学に関する学士の学位を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者			論文				
警部補	3級職	次のいずれかの資格を有する者 1 自然科学に関する修士の学位を有し、かつ、民間等における5年以上の有用な職歴を有する者 2 自然科学に関する学士の学位を有し、かつ、民間等における3年以上の有用な職歴を有する者 3 自然科学に関する専門士の称号を有し、かつ、民間等における2年以上の有用な職歴を有する者	論文									
サイバー捜査官	警部補	2級職	I類	日本の国籍を有する者。	情報セキュリティに関する高度な知識及び技術を有する者	25歳以上 60歳未満	別表第1の身体（身長及び体重を除く。）と同じ。	経験小論文				人物性等について審査の結果、警察官として支障のない者であること。
	巡査部長				情報セキュリティに関する高度な知識及び技術を有する者			論文				
国際捜査官	巡査部長	民間等における3年以上の有用な職歴及び経験を有する者			論文							
備考	1 年齢は、選考を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。 2 現に警視庁の警察官である者が特別捜査官採用選考を受験する場合は、身体検査を免除するものとし、合格者は合格した種別、階級及び職級に応じた特別捜査官として任用する。											

別表第1の3(第6条関係)

改正案

別表第2から別表第24まで（現行のとおり）

別記様式第1から別記様式第7まで（現行のとおり）

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年●月●日から施行する。

（準備行為）

2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）新旧対照表

現行

別表第2から別表第24まで（略）

別記様式第1から別記様式第7まで（略）